

環境調査研修所の管理及び運営の業務に係る請負契約において、契約金額の算定の前提となっている業務量と実際の業務量に著しい差異が生じていたのに、契約金額を減額する契約変更を行わなかったため、契約金額が過大

1件 不当金額(支出) 1070万円

1 契約の概要

環境調査研修所は、平成30年度に、30年度から令和2年度までの3年契約として、環境サポート共同事業体に、「環境省環境調査研修所施設の管理・運営業務」を契約金額1億0704万円で請け負わせて実施している。本件業務は、研修所の管理及び運営に係る19業務で構成されており、このうち管理人業務、日常清掃業務及び研修生等受入準備清掃業務の3業務は、本件契約の仕様書によれば、次のとおり実施することとされている。①管理人業務は、研修所施設の管理運営等を行うものであり、研修が実施される平日は、日中に主任管理人1名を含む2名、夜間に1名の管理人をそれぞれ配置することとされ、研修が実施されない平日は、日中に主任管理人1名を配置することなどとされている。②日常清掃業務は、研修所の本館、宿泊棟等の清掃作業を行うものであり、作業は、研修が実施される平日は毎日実施することとされ、宿泊棟については、研修が実施された週の土曜日にも実施することなどとされている。③研修生等受入準備清掃業務は、各研修コース終了日直後の土曜日に、研修生等が利用した宿泊室の清掃等を行うこととされている。

研修所は、入札時において、入札参加者に対し、本件業務に要する経費の見積りの参考とするため、過去の研修の日程を示している。そして、研修所は、これを基礎として予定価格を積算するとともに、入札参加者等はこれを応札価格等の算定の基礎とするなどしており、過去の研修の日程が契約金額の算定の基礎となっている。また、環境省は、「請負契約(役務等)の契約事務手続マニュアル」を策定しており、これによれば、おおむね契約金額1000万円以上の業務で、人数・回数の減による変更があった場合で、減要因により想定される変更額(予定価格ベース)が100万円を超える場合については、減額の契約変更を行うこととされている。

2 検査の結果

新型コロナウイルス感染症の影響により、2年度には研修所における研修は全く行われていなかった。このため、研修所が契約金額の算定の前提としていた過去の研修の日程に基づく業務量と、同年度における実際の業務量との間に、次のとおり著しい差異が生じていた。

①管理人業務について、過去の研修の日程に基づき研修が実施される平日を162日とし、その日中に管理人を各2名配置することとして積算されていたが、実際には研修が実施されなかったことから、仕様書に基づき全て1名の配置となっていた。また、研修が実施される平日の夜間については、管理人を1名配置することとして積算されていたが、実際には同様に仕様書に基づき、全く配置されていなかった。②日常清掃業務について、研修期間内の土曜日を26日とし、清掃員を各3名配置して宿泊棟の清掃業務を実施することとして積算されていたが、実際には研修が実施されなかったことから、仕様書に基づき、当該清掃業務は全く実施されていなかった。③研修生等受入準備清掃業務について、各研修コース終了直後の土曜日を32日とし、清掃員を各2名配置して宿泊棟の宿泊室の清掃業務を実施することとして積算されていたが、実際には研修が実施されなかったことから、仕様書に基づき、当該清掃業務は全く実施されていなかった。

しかし、研修所は、契約金額を減額する契約変更を行わないまま契約金額の全額を請負業者に支払っていた。したがって、本件業務に係る管理人業務、日常清掃業務及び研修生等受入準備清掃業務について、実施されていなかった業務に係る人件費等を契約金額から減額する契約変更を適切に行ったとして適正な契約金額を算定すると、9633万円となり、前記の契約金額1億0704万円との差額1070万円が過大となっていて、不当と認められる。